

平成20年3月14日（金曜日）

---

議 事 日 程

平成20年3月14日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第27号についてまで

追加日程第1 議員提出議案第1号 北陸職業能力開発大学校（独立行政法人雇用能力開発機構）の存続に関する意見書

追加日程第2 議員提出議案第2号 畜産経営安定強化に関する意見書

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

出席議員（8名）

1番	野村信夫君
2番	明和善一郎君
3番	山崎知信君
4番	川崎和夫君
5番	竹島貴行君
6番	前原英石君
7番	嶋田富士夫君
8番	竹島ユリ子君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村 長	金森勝雄君
副 村 長	古越邦男君

教 育 長	塩 原	勝 君
総 務 課 長	高 畠	宗 明 君
生活環境課長	笠 田	恵 雄 君
会 計 管 理 者	松 本	良 樹 君
代表監査委員	平 野	正 君

---

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	吉 田	昭 博
---------	-----	-----

---

午前 9時00分 開議

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成20年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

---

一 般 質 問

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

6番 前原英石君。

6番（前原英石君） おはようございます。

私は、この3月定例議会におきまして、平成18年度より新規事業として設立されましたコミュニティ振興交付金制度の現状と課題についての質問が1点と平成20年度から、新規事業として取り組まれている施策の一つである「(仮称)魅力あるまちづくり協議会」設立に当たり、今後どのように取り組んでいこうとしておられるのか、2点についての質問をいたしますので、明快な答弁を期待しております。

それでは、早速ではありますが、まず最初に、コミュニティ振興交付金制度についての質問から始めさせていただきます。

村長は、平成18年度から、過去には前例のなかった事業として、コミュニティ振興交付金制度を設立されました。

これは、総合計画後期基本計画のメインテーマである住民と行政による「協働型まちづくり」を実現するために、地域と連携が不可欠であり、地域の自主的な活動を促すための事業として設立された交付金制度であると認識しております。

私自身、この事業については、協働型まちづくりを進めていく上で、有意義な事業であると考えていますし、また住民に対して「協働」ということへの意識づけをしていく上での取りかかりの事業としても必要であると考えています。

しかしながら、現状では、コミュニティ振興交付金の「村長が認める事業」の部分におきましては、平成18年度の予算執行率は、予算100万に対して決算額が2地区2件の申請で26万円、率としては26%、また平成19年度におきましても、予算110万に対して3地区5件で40万5,000円、率としては40%足らずとなっており、

平成19年度は前年に比べ、申請地区数も申請件数とも増加しているものの、予算額の50%にも達していないのが現状です。

また、申請地区につきましても、過去2年間を見ても、5地区にはなるものの、実質的には、この事業に当初から積極的に取り組んでおられる3地区からの申請のもので、村内には11地区ありますが、地区においても申請率が50%を大きく下回っております。

事業を開始してから3年目のことし、当初予算には昨年と同額の予算を計上しております。

そこで、村長に3点についてお聞きします。

1点目、この事業を始めて2年が経過しましたが、この事業における効果はどの程度あったと考えておられますか。2点目、この事業の取り組みについて、各自治会による温度差を感じますが、もっとPRが必要ではないでしょうか。3点目、平成20年度で3カ年を迎えるわけですが、成果が上がらなかった場合、事業の見直しも必要と考えますが、どのように考えておられますか。村長の答弁をお願いいたします。

続きまして、2点目の質問であります。

「魅力あるまちづくり協議会」についてお聞きします。

平成20年度から、近年にはなかった多額の事業費を費やして取り組む大型プロジェクト事業である舟橋小学校の増築及び改修工事を目前に控え、また今年度も昨年同様、財政状況の厳しい中で、金森村長が当初から一貫して言い続けておられる「最少の経費で最大の効果を」という理念のもと、平成20年度の予算編成にも並々ならぬ苦労があったのではないかと察しております。

そのような中、平成20年度の新規事業として、総合計画後期基本計画の趣旨にかんがみ、「うつくしく豊かで潤いあふれる協働の舟橋」「いきいきと優しさあふれる安全・安心の舟橋」「のびのびと勢いあふれる自立した舟橋」を3本柱とした20以上の新規事業を掲げられました。

村を預かる立場の金森村長の積極的で意欲的な攻めの施策には、村を愛する強い気持ちが伝わってまいります。私も一議員として、できる限り協力をしていきたいと考えております。

そこで私は、この新規事業の中で、「魅力あるまちづくり協議会」の設立に注目をいたしまして質問をいたします。

この協議会は、住民の求める質の高い快適環境の充実を図ることを目的に設立すると聞いております。

去る2月15日、本村と富山大学地域づくり・文化支援センターとの間で、まちづくりについての連携協定を締結されましたが、本村にとっても画期的なプロジェクトですし、大学側にとっても自治体支援では初の協定とのことで、私たちの期待するところにも大きいものがあります。

また、日本一小さな自治体が取り組む施策としても、他の自治体からも今後の動向に対しての注目が集まるのではないかと考えているところであります。

新聞にも大きく取り上げられ、住民の関心も高まっているこの協議会は、具体的にどのようなことを協議していくのか、どのような組織構成を考えておられるのか。また、協議会に富山大学はどのような形でかかわっていかれるのかを村長にお聞きします。村長には、明快で村民にもわかりやすい答弁を期待します。

以上で私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

ただいま前原議員からのご質問があったわけですが、その先に私からお断りをさせていただきたいと思えます。

と申し上げますと、質問内容も非常に充実していると私は受けとめておるわけございまして、私もその質問に対して十分お答えさせていただきたいと思ひまして、答弁が原稿を棒読みというような形になるかもしれませんけれども、そういう点をあらかじめご理解を賜りたいということで、先立って話をさせていただいた次第でございます。

それでは、前原英石議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、コミュニティ振興交付金制度についてであります。これは住民自治の本旨に基づき、地域の自主性、自立性を発揮するため、自治会が自ら考え、行うコミュニティづくりの振興を図ることを目的に、平成18年度に創設した次第であります。これは議員ご指摘のとおり、総合計画後期基本計画のメインテーマであります「協働型まちづくり」を推進するために、地域の活性化は必要不可欠と考えたからであります。

この交付金には、自治会運営事業と村長が必要と認める事業があるのであります。自治会運営事業費は、均等割、世帯数割、高齢者割に応じて、住民相互の連絡、地区環境の整備や維持管理など数多くある自治会活動に対し、交付するものであります。また、

村長が必要と認める事業につきましては、地域が自主的に取り組む活動に対し、事業費の2分の1、最大20万円まで交付するものであります。

この事業は、平成18年度から実施しておりますが、平成18年度の実績では11自治会中2地区、平成19年度は3地区の事業実施と議員ご指摘のとおり、大変低い実施率であります。しかし、取り組んでいる自治会の活動状況を見ますと、着実に参加者が増えております。

また、ある自治会では、新規開催のイベントにおきましては、自分のはしを持ち込み、持ち帰るということで、イベントで排出するごみを抑制したり、あるいはまたこの取り組みに当たっては、すべての方に役割を与え、全員が参加者であり、また主催者であるという形での実践活動をされていると思っているものであります。このような取り組みは、共通の目的に向かい、各自が役割を持ち、実践するために、まさしく私は「協働」の仕組みと思っておりますし、このことは十分な成果であるとも私は認識しているわけでありませう。

一方、ご指摘のとおり、自治会によって温度差があることは事実であります。

今後も自治会長会議やタウンミーティング等でそれぞれの地域での実例を挙げながら、状況を村内外での取り組みも含めましてPRをしてまいりまして、どうかそれぞれの各地域で、自治会で十分取り組んでいただくようお願いするものであります。また、議員各位におかれましても、地元地区での活動促進にご尽力賜りますようお願い申し上げる次第であります。

また、この事業も平成20年度には3年目を迎えますので、成果が上がらなかった場合の対応といたしましては、自治会からの要望等を十分聞き、後ほどの「魅力あるまちづくり協議会」への説明と関係いたしますけれども、富山大学と「地域づくりに関する協定」を結んでおりますので、いろいろアドバイスをいただきながら対応を検討してまいりたいとも考えておる次第であります。

さきにも述べましたが、この事業は協働型まちづくり実現のためには必要不可欠なものと考えておりますので、どうか改めて議員の皆さんのご理解とご協力をお願いする次第であります。

次に、「魅力あるまちづくり協議会」についてであります。

この事業は、平成20年度のソフト事業の大きな目玉であると考えておるものであります。では、この協議会は何をするのかというご質問であったと思います。

まず、この協議会の立ち上げの趣旨についてご説明させていただきます。

昨今の地方分権の推進により、地域の政策・施策は地域住民が自ら決定する自己決定と、決定責任もまた自らが負う自己責任という自主・自立性が求められているのであります。それぞれの独立した個人を基盤として、その個人が力を合わせて自らの意思に基づいて、地域社会が抱える課題の解決に取り組んでいく協働の営みが最重要となっていると思っております。

そのためには、個人、地域、団体、企業、行政などのさまざまな主体が参画するためのシステムづくり、つまり新しい公共が必要となっております。

では、新しい公共とは何かということですが、私は自助・共助・公助の精神のもとに、住民と行政の役割分担を見直し、住民の活力が反映される住民と協働する行政を確立することであると思っておる次第であります。

私は、住民の役割とは、地域住民の自主的なまちづくりであり、具体的には地域におけるまちづくり推進体制の整備、地域におけるコミュニティ活動、地域の伝統文化の継承、地域教育力の向上、地域での行政活動への協力等でないかと思っております。

一方、行政の役割とは、住民主役のまちづくり支援、地域におけるまちづくり推進体制の支援、地域でのライフライン、道路、公園などのハード整備、地域での自主事業に対する指導支援、地域での自主グループの育成支援だと考えております。地域という舞台で、住民がそれぞれ主役、アーティストとして、自分の生涯を演じて過ごすことができることが大切であると思っております。行政はプロデューサーであり、企業、団体はディレクターでなければいけないとも思っております。

そのためには、従来の行政主体のまちづくりではなく、住民主体のまちづくりに変えていかなければなりません。この協議会は、人口増による新旧住民が共存・共生する中で、多くの住民が立山連峰を一望できるような景観を守り、この村に住んでよかった、この村に住みたいと思ってもらえるようなまちづくりを推進するために、住民が自ら意見や要望などを出し合って、各種団体や企業などそれぞれ行政と協力しながら、まちづくりを進める組織体であると位置づけておるのであります。

次に、協議会は具体的にどのようなことをするのかとのご質問でございますが、村とすれば、今のところ、毎年8月に開催しております「ふなはしまつり」の運営・実施方法や富立大橋により交通量が増大してまいりました。そのところに位置しております東芦原地区をどのように村の南玄関口として位置づけるのか等の構想をつくったり、ある

いはまた都市公園として誇れる京坪川河川公園、愛称「オレンジパークふなはし」の運営方法や管理など、いろいろとこの協議会で検討していただくことにしております。

この協議会の目的は、あくまで検討項目をも委員が提案していく仕組みであるということで、投げかけではないということでございます。村の投げかけに住民がこたえるだけでなく、住民の投げかけを協議していく場でもあるというふうに理解していただきたいと思うのであります。

ご承知のとおり、去る2月15日に国立大学法人富山大学地域づくり・文化支援センターと本村の間で「地域づくりに関する協定」を締結いたしました。これは、富山大学本体との協定でありまして、今後のまちづくりに大学が持っております豊富な知識と経験を十分に活用させていただくことができるこの協議会は、私は画期的な協定であると思っておる次第であります。今後とも、「魅力あるまちづくり協議会」に十分協力、支援をしていただけるものと考えておる次第であります。

また、組織構成につきましては、公募を中心に考えておりますが、全体的なバランスも必要であると思っておりますので、富山大学にもアドバイスをいただきながら、組織づくりに対応してまいりたいと考えております。

このようなことでありますので、どうか議員各位には、「魅力あるまちづくり協議会」の趣旨を十分ご理解いただきまして、ご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています4件についてお伺いいたします。

まず第1点目でございますが、役場庁舎内のトイレの改善と駐車場の整備ということでお聞きします。

皆さん方もお気づきのことと思いますが、役場庁舎内のトイレには、身障者専用のトイレは設置されておりません。体の不自由な住民の方が役場へ用事に来られて、トイレを使用しなくなっても、健常者用のみであり、大変不自由な思いをしておられます。

また、駐車場は舗装されておらず、身障者用駐車スペースの設置表示もなく、車いすを利用されている方たちには大変不自由な思いをかけています。改善策や改善時期、そういったものについてお伺いするわけでございます。

次に、第2点目でございますが、小学校改修工事に伴う通学・通園道路の確保と安全

対策についてでございます。

小学校の改修・増築工事の設計段階での安全対策についてお聞きしますが、工事車両の通行帯と通学・通園道路が同一道路となる場合は、どのようにして通学・通園道路の確保、安全対策を講じていくのか、これをお聞きします。

道路の利用計画及び通学・通園道路の変更計画等が立案されれば、どのようにして父兄や関係者へ周知徹底を図っていくのか。住民の方々は大変不安に思っておられます。早い時期にこの説明会等の計画を要望したいと思います。

なお、私案としてお聞きいただきたいのですが、オレンジパークふなはし公園の角より保育所前への農道を舗装して、若干遠回りにはなりますが、学校、保育所を中心として南部方面の方々の通学・通園道路としての活用をすれば、混雑が幾らかでも解消になるのではないかと思いますので、工事期間の長さを考えながら、絶対的な安全対策を講じていただきたいというふうに思います。

次に3点目ですが、オレンジパークふなはし公園内の遊具、芝生の管理状況及び今後の公園活用についてお伺いいたします。

公園内に設置されています遊具の管理状況はどのようになっていますか。芝生の管理状況はどうですか。また、隣接していますトイレの水を利用して、自家用車の洗車をしている方がいると聞きましたが、現状はどうなっていますか。そして今後はどのようにして取り締まりなり、器具の改善等を行っていくのですか。公園の利用規制や利用計画はどのようにお考えですか。

私は、小さい子どもたちがたくさん遊びに来れる公園づくりを目指すべきと考えますが、どのように運営されるのかお聞きいたします。

最後になりますが、4点目として、営農組織体制の整備及び取り組みについてお伺いいたします。

昨年6月議会の一般質問で、営農組合組織や認定農業者で組織する(仮称)舟橋村農業公社の考え方についてお尋ねしたところ、村長より「生産組織の充実強化、担い手集団の育成を図り、公社設立に結びつけたいものだ」と答弁をいただいていたところですが、その後どのように進んでいるかお伺いいたします。

村内の農用地の流動化、利用権設定でございますが、2月の農業委員会への承認申請が新規で11件、再認定で2件、面積としては5.59ヘクタールとなっています。4月の農業委員会へは9件で、4.9ヘクタールの申請が寄せられているとお聞きしまし

たが、今後、多数の方より委託希望が出た場合に、受託者不足が発生すると思われるので、新年度中に検討委員会等を設立し、組織化を講じていかないと、村内にも多くの耕作放棄地ができるのではないかと危惧されますので、村長の考えをお伺いしたいと思います。

以上、4点でございます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 明和議員のご質問にお答えいたします。

まず、庁舎のバリアフリー化についてお答えいたしたいと思います。

ご承知のとおり、この建物につきましては、昭和51年6月に竣工しておりまして、築後30年余り経過しております。その間、建築物に関する幾つかの制度、法律の改正がありました。

1つは、昭和56年6月の建築基準法施行令の改正によりまして、新耐震基準が定められ、それ以前に建てられた建物の耐震化が求められておりますし、いま一つは、平成6年6月の高齢者、身体障害者の方々が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、いわゆる「ハートビル法」が施行されまして、バリアフリー化の促進が求められた次第であります。

議員ご指摘のとおり、庁舎のバリアフリー化や駐車場の舗装、あるいは身障者の方々のトイレは装備しておりません。私も、一日も早く対応が必要だと考えております。しかし、ご案内のとおり、平成20年度、21年度には、建築事業費といいますと2年度にわたってですが、9億数千万の投資をいたしまして、小学校の改修工事を予定しておりますわけでございますので、同期にこのような事業等に取り組むことは、私は財政的なことを考えますと、非常に無理なような気がするという語弊がございますが、そういうことがあります。

そういうことで、十分そういった財源に関しての研究をいたしまして、どういったことでやれるかということを経営的に建物を含めた計画をつくりまして対応してまいりたいというふうにも考えておるわけございまして、今年度はあらかじめ延命を図るということで、庁舎の屋上の防水をやり直すということで予算計上させていただいたところでございます。

先ほど言いましたように、21年度以降は、緊急性の高い建築物を優先とする年次計画のもとで整備を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解のほどよろし

くお願い申し上げます。

次に、小学校改修に伴う通学・通園路の確保と安全対策についての質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、小学校の改修工事は、総事業費9億4,600万円を投資する平成20年度、21年度の2カ年継続の大型プロジェクト事業であります。この改修工事は、現状の校舎を使用しながらの施工であり、ご承知のとおり2年にわたる長い期間であります。そういうことから考えますと、付近には保育所もございますので、安全性の確保には十分配慮しなくてはならないということは、議員のご指摘のとおりでございますので、私もそれを心がけてまいる所存でございます。

特に工事車両の搬入路につきましては、設計コンサルタントと幾度も協議を重ねており、現時点での搬入路は2カ所を予定しております。1つは校舎北側、グラウンド側の正門、もう1つは校舎南側の保育所前であります。

議員より、オレンジパークふなはし角から保育所前の通路を舗装し、通学・通園路とすることをご提案を賜ったわけでございますけれども、今回の増築箇所が南側でございますので、保育所前が主な搬入路となるということでありまして、議員の提案された路線では、安全性の確保に無理があるというふうに理解しておるところでございます。

いずれにしましても、小学校改修工事は現在、実施設計段階でもありますので、設計完了後の早い時期に、小学校及び保育所児童の保護者あるいは周辺住民の地権者等も対象にした説明会を開催いたしまして、事業に対する理解と協力をいただくよう周知徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、京坪川河川公園についてお答えいたします。

この公園を供用開始いたしましてから、平成17年度の初めには、議員ご指摘のとおり、一部の不心得者によりまして洗車をしたということが通告されたわけでございます。この件にかかわる車両は2台でありまして、そのナンバーが錯綜したことによりまして、陸運局の調査では、所有者が判明したけれども、どの車が該当しておるのかということとは特定できなかったのであります。残念ながらそういう実態でございます。幸いにも、その後、同事例が発生しておりませんので、未解決のまま今日に至っております。

いずれにいたしましても、公共施設利用のマナーといえますか、私はモラルの問題であると思っております。

次に、規制につきましては、この河川公園は「だれもが集える公園」として利用していただきたいということが念願でありますので、平成15年に制定いたしました舟橋村都市公園条例並びに同条例の施行規則にうたってある規制以外に定めるということは、今のところ考えていないのであります。

また、公園の管理につきましては、従来は村主体といたしますが、行政で管理してまいりましたけれども、先ほど前原議員の質問にもございましたように、これからは住民、地域、団体、行政による協働による管理が一番大切なことと考えております。

そのためには、環境美化意識の向上という共通の意識を持ち、個人ができること、地域・団体ができること、行政がやるべきことを、それぞれが責任で管理していく体制整備の必要性から、公園などの美化・清掃活動を住民や地域が里親となって、ボランティアで管理する「環境美化里親制度」を昨年7月に策定し、実施しておるところでございます。

これは、公園の利用者 住民ばかりでないのでございますが 利用者であると同時に、管理する者であるということです。そしてまた、ごみを持ち帰るといったことで、美化に対する自己啓発と地域を愛する気持ちを醸成することが大変大切なことだと私は思っておるわけでございまして、この公園は、先ほども言いましたように、多くの方に利用していただくためにも整備したという経緯もございますので、今後とも利用者の環境美化への意識の向上を図るとともに、協働型管理体制の推進に努めてまいりますので、どうか議員各位のご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、公園内の大型遊具の管理のことでございますけれども、18年度に設置いたしまして、19年度から供用開始しておるわけでございます。いずれにいたしましても、今後こういった遊具を利用される方々が安全に利用できるような体制が一番大切でございますので、そういう点から、定期的に専門業者に点検整備を委託していかなければならないとも考えておるわけでございます。

また、公園の活用につきましては、河川公園としての特徴を十分考慮いたしまして、住民の皆さんのご意見や、あるいはまた先ほども言いました協定を結びました富山大学の皆さん方のアドバイスをいただきながら、公園の維持管理とあわせまして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、営農組織体制の整備でございますが、議員ご指摘のとおり、私はこれまでの村議会におきまして、個別経営あるいはまた集落営農組織など、こういった生産組織の育

成、さらにはその充実強化に努めてまいるということを申し上げてまいったところであり  
ます。

村では、担い手育成総合支援協議会というものがございまして、それを中心に認定農  
業者や集落営農組織、いわゆる担い手の育成支援を行っているのであります。現在、村  
内の担い手は5人の認定農業者 そのうち2人は海老江集落営農組合員の方でござい  
ますが と2つの集落営農組合から成り立っているのであります。平成18年度に海  
老江集落営農組合が特定農業団体化いたしまして、その他の地区でも担い手設立などの  
話し合いが行われてきたわけでございますが、なかなか担い手の合意形成に至っていな  
いのが実態であります。特に現在、高齢化等によりまして耕作できなくなりまして、農  
地の流動化が少ない担い手に集中しているのが現状であります。特に未整備田の地域で  
は、条件が悪く、それを受けてくれる人が見つからないという深刻な声も聞いておる次  
第であります。

議員ご指摘のとおり、このままでは耕作放棄地の発生もこれから増えてくるんじゃな  
かろうかということも懸念されることは、私自身も思っておるわけでございます。これ  
らを解決するためには、乗り越えていかなければならない大きな課題があると認識して  
おるものであります。

それは、「舟橋村の農業を創造する会」が平成17年度に立ち上げさせていただいたわ  
けでございますが、その会から平成18年3月に村へ提出された報告書には、その担い  
手の対策として提案事項が記載されておるわけでございます。その内容を言いますと、  
1つ目には、未整備地区の基盤整備及び新規営農組織を立ち上げること。2つ目には、  
既存組織の再編・強化であるということの提言を受けておるわけでございます。

その中身を申し上げますと、まず1つ目の未整備地区の基盤整備と新規組織の育成に  
つきましては、私が先ほど言いましたように、こういった提言を受けましたので、支援  
してまいりたいということをおるわけございまして、そのような財政支援もし  
ておるところでございます。また、担い手への農地集積や新規担い手の設立において、  
圧倒的に不利となるのは、私は未整備地域というのは、大型圃場になっていない10ア  
ール区画のところを指して言っておるわけでございます。中には、これまで圃場整備の  
話をいろいろとされたように聞いておりますけれども、なかなかそれが具体化しなかつ  
たという地域でもあるわけです。現在のこういった圃場整備事業の制度では、担い手の  
設立や集積と同時に圃場整備事業に取り組んだならば、最小限の地元負担金で実施でき

るようなプログラムになっておるわけでございます。

例えて申し上げますと、20町歩の圃場整備区域を指定するならば、そのうちの3割、4割が1ヘクタールの農地であるというような制限もございますけれども、そういったことによりまして、地元負担といえますか、個人負担というのは1割に満たないというところもあるわけです。そういった点では、恵まれた環境にあるということでございまして、それぞれの地区に事例を見せながら求めてきたわけでございますけれども、なかなか地元の方々の理解を得られないというのが現状だと私は思っております。

そういうことで、こういうことではいけないということで、もう一度圃場整備を考えていただきたいという呼びかけ、アクションを起こしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

2つ目には、受け手不足に対応するための既存の組織の再編・強化であります。

現在、村内には海老江集落営農組合と東和営農組合の2つの組織があります。1つは、耕起代かき、田植え、刈り取りを主に受託しておりますし、もう一方は、育苗、刈り取り、乾燥作業を主に受託しております。このことから、両組織が法人化したしまして、組織を再編・強化すれば、受託面積の増加にもつながり、行く行くは農地の利用調整機能も有した農作業受託組織の設立も期待できるということを、私がかねてから申し上げておるわけでございます。

そうしたことで、両組織が統合していただければ、私は舟橋村農業公社の足がかりになるということを期待しておるわけでございまして、どうかそのように今後ともそれぞれの組合の皆さんに呼びかけをいたしまして、ご理解を賜ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、私は担い手育成総合支援協議会というものがございしますので、そういったメンバーの方々と十分相談いたしまして、物心両面で支援してまいる所存でございます。

議員がご質問の中で、新年度中に委員会等の設置等をいろいろと話をされたわけでございますけれども、私はこれらの問題は一足に解決できないとは思いますが、明和議員をはじめとする関係の皆さん、あるいはまた有識者の方の力をいただきながら、検討委員会等の設置の部分を含めまして、早期に検討してまいる所存であります。

どうか今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 4番 川崎和夫君。

4番（川崎和夫君） おはようございます。

私は、ごみの問題についてともう1点は要望ではありますが、交通安全の啓蒙ということについてお伺いします。

県内でも、ことしの4月よりスーパーのレジ袋の有料化が予定されております。

地球にやさしい、環境にやさしい循環型・脱温暖化社会の実現のためには、より一層の環境保全の活動に取り組む必要があると考えられます。

また、人が生活していく上で、ごみは必ず発生するものです。これらのごみを減らす3つのRとして、ごみの発生抑制（リデュース）、再び使う（リユース）、ごみの再利用（リサイクル）というものがあります。

また、3月の村報の中にありましたが、役場の生活環境課より、平成20年4月からの「家庭ごみの出し方」が作成され、中身も前回よりもわかりやすい表現になったと思います。

舟橋村のごみは、富山地区広域圏事務組合で処理されております。昨年の4月より、ごみの呼び方の統一、またこれまで「可燃ごみ」で処理していたやわらかいプラスチック類と「不燃ごみ」で処理していたかたいプラスチック類を、いずれも燃やせる「可燃ごみ」として処理することとなりました。

平成18年と19年の舟橋村のごみの総排出量を1人当たりのごみ排出量で比較してみますと、平成18年度は単月平均で5万1,538キログラム、平成19年度は5万5,236キログラムと月に3,726キログラムの増加で、住民1人当たりでも平成18年の18.19キログラムから19.04キログラムと0.85キログラムの増加となっています。

また、その中でも、可燃ごみの排出量はごみ全体量の約8割を占めており、平成19年の可燃ごみは、前年度に比べると平均で6.7%の増加で、月3,833キログラムの増加となっております。2月、3月の19年度の実績が入っていませんが、予想される排出量を加えると、総額で500トンを超えることが予想され、今までの最高の排出量となると予想されます。

可燃ごみの総排出量は、平成6年の277.3トンから平成18年には477.67トンとなり、172.26%と右肩上がりの状況で推移しています。

一方、可燃ごみの増加に比べて、リサイクル可能なごみの排出量が減っており、プラ

は前年対比27キ口の101.4%の増ですが、1人当たりでは97.7%と2.27%の減少になっております。ペットボトル、段ボールを除いて、紙容器は1人当たり前年対比で89.53%、雑誌では92.41%、新聞では95.73%と前年度に対してすべて減少しております。

ごみの減量化、リサイクルの推進については、ごみの発生抑制やリサイクルに対する啓蒙活動を推進し、循環型社会の構築を目指す必要があります。

また、2日ほど前の新聞に出ておりましたが、福岡県の大木町ですか、「ごみゼロ宣言」というのがなされました。これは全国で2番目であります。リサイクルとか何かを進める中において、究極の目的というのはごみのリサイクルではなかるうかと。

また、家庭から排出されるごみの中には、まだまだたくさんの資源ごみが混入していると思われます。これらを分別排出し、資源化されれば、ごみの量を減らすことができると思います。

富山地区広域圏の最終処分場の排出量は、今現在7割ほどが満杯になっているんですが、あと5年ほどは大丈夫だろうと。だけれども、やはりいつかは次の処分場を探さなければいけないということになった場合、循環型社会を目指していくときには、やはり限りある資源・エネルギーを十分に活用しなければいけないのだろうと思います。住民一人一人がごみの減量化とごみ処理にかかるコスト意識を持つことが重要ではないかと思います。ごみ処理においては、多額のコストや環境面での課題も多くあります。

ごみ処理経費としては資料がなく、分析はできませんでしたが、舟橋村におけるごみ収集などにかかる費用、ごみの処理費用とごみの減量化の対応リサイクル推進の考え方について、村長にお伺いしたいと思います。

これは要望ですが、交通安全の啓蒙についてお伺いいたします。

自分自身、毎日の通勤で気がついたのですが、交通安全の標語がことしの3月の村報に募集されたのが載っておりましたが、通勤途中で非常に目にするのが交通安全の標語であります。

舟橋村でも、交通安全協会によって標語の募集と掲示が行われておりますが、注意しないとわかりにくい、目につきにくいところにあるため、やはり啓発活動がもう少し必要ではないかと。

先ほどから話もありますが、舟橋小学校の耐震工事も始まり、また富立大橋の開通により、村内の交通の流れも大きく変化してきました。行政と交通安全協会などでもっと

インパクトのある交通安全の啓蒙を検討できないかお願いします。

以上であります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 川崎和夫議員のご質問にお答えいたします。

舟橋村のごみの状況でございますが、平成19年度版富山県の環境白書で数字を挙げております。これは県民の1人1日当たりのごみの排出量は986グラム/日ということになっております。この数値をもって、舟橋村で発生する年間のごみ量を試算いたしますと、1,053.76トンとなるわけでございまして、そのごみの量のうち、容器・紙などは23%、容積で60%を占めると言われております。

先般、富山地区広域圏事務組合から公表されました一般廃棄物(燃えるごみ)の量は、平成19年4月から平成20年1月までの累計数量で見ますと、市町村全体の総量では、富山市、滑川市はエコタウンでのリサイクル処理により1.22%減少しておりますけれども、立山町、上市町は3%弱の増加、舟橋村では6.69%の増加を示しております。本村の増加につきましては、単純に人口増によって増えたものではなく、1人当たりのごみの量が増えたことも事実であると思っております。

また、ごみ処理事業にかかる経費につきまして申し上げますと、平成18年度の収集運搬費、ごみ処理、リサイクル処理、クリーンセンター等の建設に伴っての負担金も含めてでございますが、総合計いたしますと2,161万9,000円でありまして、村民1人当たりの額にいたしますと、年額7,511円もの処理費がかかっております。

この現況を見て、川崎議員は、舟橋村のごみ量は広域圏内で一番高い増加率を示しており、経費節減からもごみの減量化対策にもっと積極的に取り組むことが大切ではないかといった趣旨のご質問であると思っております。

ご承知のとおり、平成7年、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法が制定されまして、平成17年度の見直しにより完全実施となりました。舟橋村では、平成17年度当初には現自治会ごとに説明会を開催いたしまして、皆さん方のご理解とご協力のもとで、現在の収集体制となっております。この間、平成14年度には、東芦原団地と竹鼻団地、17年度には稲荷、18年度には国重自治会から容器包装収集日を増やしてほしいとの要望があったのでありますけれども、その時点では収集業者の対応能力などの問題がございまして、実施を先送りしたところでございます。

しかし、今年度は収集業者がかわったこともありますし、あるいはまた経費節減に努めまして、約520万余りの節減が可能であるということも判明いたしましたので、平成20年度からはプラスチック製容器包装の収集日を月2回から週1回に増やし、その収集日カレンダーを3月広報に折り込み、全戸配布したところであります。

しかし、ごみの減量化、リサイクルの推進は、収集回数の問題ではなく、議員ご指摘のとおり、住民一人一人の減量化に対する自覚を持っていただくことが最も大切なことであると思っております。

今後は、分別収集及びリサイクルの必要性をそういった呼びかけの機会を検討いたしまして、より一層アピールしてまいりたいと思っております。

そして私は、タウンミーティングではこういった数字をもって皆さんに呼びかけ、またご理解、協力していただくような環境も整えてまいりたいと思っております。一部の村民の方から、今の収集業務に当たっては、収集車がいろんなものが混じっておっても、分別されていなくても収集しているという話を聞いております。私はそういったことのないように、収集業者には分別されていない違反ごみは回収しないように指導してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、イベント等から排出されるごみにつきましても、リサイクルの推進を図ってまいりる所存でもあります。どうかご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

次に、交通安全の啓蒙についての要望にお答えしたいと思います。

ご承知のとおり、去る3月5日、本村の交通死亡事故ゼロの日数が平成14年9月2日から本年2月23日に至る2,000日を達成したといった功績に対しまして、富山県交通対策協議会 会長は知事でございますが から特別表彰状が舟橋村交通対策協議会 会長は村長になっておるわけでございますが に授与されたのであります。

このことは、日ごろから行政と村民が一丸なって、各種交通安全対策の推進と村民の交通安全意識の高揚などに努めたことに寄与するものと私は思っております。

今後は、交通死亡事故ゼロの日の延伸を図るということはもちろんでございますけれども、安全で安心な村づくりを推進するため、交通安全対策協議会、上市区域交通安全舟橋支部の皆さんと連携を図りながら、より効果のある交通安全対策を講じてまいりたいと考えております。

また、交通安全標語の掲示等につきましては、特別な試みといたしまして、春・秋の全国交通安全運動の期間中は、舟橋駅周辺に配置いたしまして、インパクトのある啓発・

啓蒙に努めてまいりたいと思っておりますので、どうかご理解、ご支援を賜りたいと思います。

以上をもって私の答弁にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 1番 野村信夫君。

1番（野村信夫君） おはようございます。

私の質問といたしまして、去年も質問させていただいたことなんですけれども、村道稲荷線の安全性についてです。一部待避所という形で緩和されましたが、まだ歩道ということについて何かお考えがあるのかないか、お聞きしたいんですけれども、もうすぐまた新入生が通学します。保育所ときは、親御さんの送迎によって安全性が確保されています。小学校に入学するということは、朝の登校時は集団登校しますから、一応安全は確保されると思いますが、下校に際しては、各学年ばらばらに帰ります。今まで保育所の時代には、歩いての通所ということはやっていないと思いますので、安全を考えても、この歩道ということについて村の考えを聞きたいと思います。

一部通行止めにするとの村長の考えは聞いています。稲荷橋から松田登さん宅の間、その間に関しては、警察のほうから、住民の協力が得られるならば可能だと聞きました。それ以外に対して規制をかけるということになりますと、取り締まりの対象になるし、それはまずいんじゃないかという話もありました。それに県道富山上市線、あそこに歩道があるから、その歩道を通学路にしたほうがいいんじゃないかという話も聞きました。しかし、その歩道は1メートル弱で幅が狭く、通学の時間帯はちょうどラッシュの時間になりますし、危険じゃないかと思います。

それで今後、村の考えとして、今は村道稲荷線に集中していますが、全般に関しても関係があると思います。歩道というものに対して何か考えがあるかないか、詳しくお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 野村議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、村道学校稲荷線は、保育児童の送迎、また小中学校児童生徒の通学路であります。現在の道路幅員は、ご承知のとおり4メートルでございます。交通安全面から、当面する本村の懸案事項であると私は認識しております。

また、昨年5月に開催いたしました稲荷地区のタウンミーティングにおきましても、歩行者の安全の確保を強く求められたことも事実であります。

この対応策といたしまして、昨年11月に車のすれ違いをスムーズにするため、車の待避所を設置したところでございます。また、新年度には、一部通行止め箇所を設定いたしまして、車の進入規制を実施するというようにしておるわけでございます。

議員が先ほども指摘されたわけでございますが、歩道の設置の件でございますけれども、私は昨年6月、この場で答弁申し上げたわけでございますが、現状では、歩道付き拡幅改良というのは非常に難しいということを申し上げたわけでございます。その後、その代案といたしまして、ではその路線をスクールゾーンにできないかと、あるいはまた別に歩道を設置する方法はないかということ調査研究してまいりました。

スクールゾーンの対応につきましては、上市警察署との協議を重ねてまいりましたが、道路交通法上の問題から非常に困難であるということがわかりました。そこで、現在のところ、歩道を別に設置するというように検討を行っております。

今後は、議員の皆さん、あるいはまた関係の方々との協議といたしまして、平成20年度、今年度中には、その対応策をまとめまして、速やかにこの諸問題、懸案事項に対応してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。

議長（竹島ヨリ子君） 5番 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 5番、竹島貴行です。

金森村長は、平成16年12月の村長選挙で住民の皆さんの信任を得て村長に就任され、今日まで「村民の意見が施策に十分反映できる村政」を目指してきたことを今定例議会1日目の議案提案理由説明にて表明されました。

その中で、財政環境が年々厳しくなり、地方自治体の法的な財政指標に基づく財政の健全化が求められていること。地方分権時代を迎え、住民の価値観やニーズの多様化とともに、地方自治体の責任と役割が一層高まり、住民との連携による自主的で魅力ある地域づくりと、簡素で効率的な行政システムの確立が求められていること。そして、人々が安心して暮らせる地域環境を将来に引き継いでいくため、地域が一体となり、環境負荷をできる限り小さくする資源循環型社会の形成が重要であるということから、住民を巻き込んだ協働型地域づくりが必要であると訴えられました。

しかし、地域づくりのために住民の皆さんへ協働をお願いするには、協働が必要であるということを理解していただく必要があります。それには、住民の皆さんに現状を認識していただく必要があります。そのためには、情報開示や情報提供を積極的に進め、

わかりやすい説明とともに、理解を求める努力が当然必要であります。また、村役場は村民のためにあるということを職員が自覚し、村民の心に響くサービス提供をすることが村民の行政に対する関心を高めることにつながり、その行政評価が村長の言われる「協働型地域づくり」の実現へとつながっていくものと考えます。

そのような考えに基づき、私は議員として、住民の皆さんの意見を議会活動に反映し、村政の現実を住民の皆さんにお伝えする義務を果たすという観点に立ち、これから3点について質問をさせていただきます。

まず第1に、水道事業について質問させていただきます。

平成20年1月23日付の新聞記事に「昨年9月、富山市八尾の簡易水道で、腹痛を起こすおそれのある病原性原虫ジアルジアが検出されたことを受けて、富山市では簡易水道施設19カ所に紫外線処理設備を導入する方針を固めた」ことが掲載されておりました。

当村の水道も同じ簡易水道であり、昨今の地球温暖化が強く言われる時代において、環境の変化により同じような問題が起こるおそれはないのかをまずお聞きします。

当然、安心・安全の村づくりという観点から、安心できる飲料水の安定供給が求められます。また、非常時における飲料水の確保や消防活動における消火栓の十分な水圧の確保も必要です。当村の簡易水道供給規模へ現実供給量が近づきつつある中、取り得る方策も何通りか考えられます。その中で、住民にとってのメリットを考え、効果のある方策を推し進め、住民が水道事業へ安心と信頼ができるよう施策を打ち出されるべきと考えますが、この点につき、村長の考えをお聞きします。

次に、第2の質問ですが、村民の関心も高く、平成20年度の目玉事業に位置づけられると思います小学校の増改築工事についてです。

施策の遂行は村民の理解が前提であり、どのように施策が推し進められ、中身がどのように決定されるのか、情報として開示されるべきと考え、お聞きするものです。

私は、村が財政運営するお金はすべて住民のものであり、住民から負託を受けた村長が当局という組織を使い、住民にかわり住民のために予算執行を有効に行うという使命があるものと考えております。その予算執行において、貴重な財源がむだなく節約され、効果的に使われているか、そして使われるお金が住民サービスにどう直結していくか、住民に説明がなされ、理解を求める姿勢が問われるものと考えます。

本年度事業の小学校増改築において、住民の貴重な財源が使われようとしており、そ

の使われ方がむだなく効果的なものか。また、今後どう使われていくか、情報開示がなされるべきです。増改築では、「よりよいものをより安く」という姿勢で取り組むことは、住民の側からすれば当たり前のことであり、そのための工事発注がどのようにされるか、関心の高いところであります。

工事の発注形態が指名競争入札になるのか、一般競争入札になるのかわかりませんが、当村の通常13億から14億の財政規模からして、今回の増改築工事の予算規模は2カ年で9億を超え、用地買収費用を加えると、全体で10億を超える投資規模になります。

しかし、この事業は、必要であることは議会でも理解しており、事業実現に向け、議会と当局が協力していくことが必要であると考えています。そのためにも、古いしがらみから脱却し、発注業務の透明性を図り、住民への説明と納得していただく方策を探してほしいと考えます。そのために費やすエネルギーは大きいものと考えますが、議会もこの大規模事業に強く関心を持ち、住民の皆さんに説明責任を果たすべきであると考えています。そして議会は協力を惜しむべきではないと私は考えています。

私個人の考えでは、これまでの慣例でメンバーが固定されているような疑念が生じる不透明な指名競争入札より、思い切った一般競争入札方式の採用が妥当であると考えております。この一般競争入札においては、当然金融機関等の保証つきであることは言うまでもありません。

情報開示についての観点とあわせ、工事発注形態をどのように考えていらっしゃるのか、村長の考えをお聞きします。

最後に3番目として、舟橋村臨時職員の待遇及び雇用条件の改善について質問します。

舟橋村が行う住民サービスは、住民の側から見た場合、当局がどれだけ質の高いサービスを提供してくれているのか、常に関心を持っているというのが現状だと思います。それは、厳しい家計をやりくりして税金を納めている住民からすれば、その税金が舟橋村という自治体を支えているという認識です。そして、サービスを受ける住民の意識からすると、サービスを提供する側の当局には、住民の満足度が問われる宿命があると言わざるを得ません。しかし、この満足度を得なければならないという点は、役所も民間も同じであり、仕事をする上では必ずついてくるものであります。

民間企業においては、どれだけ顧客満足を勝ち取ることができるかで、厳しい生き残り競争が左右されます。そして、今の時代は役所も同様であり、どれだけ住民の支持を勝ち得るかで、自治体存続が左右されるものと思います。

財政状況が今後も厳しいと予想される当村にとって、サービスに直結する大きなインフラ投資は困難であります。しかし、そこで住民の皆さんから理解や協力を得るためにはどうするか。それには当局という行政組織の自助努力が必要であり、初めに申し上げました住民の心に響くサービスで勝負するしかないとは私は考えます。

そのためには、サービスの質を上げる必要があります。それは、こびへつらうことではありません。住民へサービスを提供するのは、人である職員であることを考えれば、職員が生き生きと住民のために働く仕組みや環境をつくる必要があると考えます。そして、職員がやりがいを持って働くための投資は、組織を維持するために必要不可欠であると考えます。

日本一面積の小さい自治体である当村は、見かけ上、行政単価が高いということは当然かもしれません。このことを住民の皆さんに納得してもらうには、ほかに誇れるようなサービスの質を確保する必要があると思います。村民が生き生きと光り輝く舟橋村を目指すのであれば、そこで働く職員が光り輝かなければなりません。そして、職員が活性化していれば、おのずと住民サービスへ反映され、質の高いサービスへと直結していくと考えます。

現在、当村の職員は28名の正職員と34名の臨時職員とパート、そして1名の県からの派遣職員で計63名だと認識しております。公務員削減の流れを受け、正職員の数は今後も抑えられていますが、当村が基礎的自治体組織として機能するには、現実として、この正職員以上の数の人たちの力なくして成り立たないのです。

今後、住民サービスの質を高めていくには、臨時職員やパートの人たちの力が必要不可欠であることは間違いなく、そのための人材確保が必要であります。それには、当村の臨時職やパート職がほかの自治体より魅力あるものでなければならず、待遇改善に取り組むべきであるとは私は考えます。

組織において、「人は石垣」という言葉をよく耳にします。組織がより強力に機能するには、組織を構成する人が機能しなくてはなりません。そのためには、臨時職員であっても、優秀な人材確保と人材育成が必要であり、優秀な人材が確保できれば、職員同士のモチベーションを高める方策にもつながると考えます。住民サービスの質を高めていくための方策、戦略として、住民の皆さんに理解を求めることは当然ですが、住民の皆さんが舟橋村に住んでよかったと思える舟橋村を築いていくため、協働型地域づくりを推し進め、光り輝く舟橋村を築いていくため、そして舟橋村が独立独歩で前へ進めるよ

う、臨時職員の人たちに正職員並みの活躍をしてもらわなければなりません。当然、正職員の人たちにも、今以上にスキルアップを図り、活躍してもらわなければなりません。臨時職員の人たちがやりがいを持って、生き生きと仕事をしてもらえるよう光を当て、待遇改善と人材確保、そして人材育成を考えていくべきであると考えます。

以上、私の質問を終わります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 竹島貴行議員のご質問にお答えいたします。

まず、水道事業についてお答えいたします。

昨年、県内の簡易水道の一部でジアルジアが検出されたという事例で、我が村の簡易水道施設は大丈夫なのかというふうな問いだったと私は理解しておるわけでございます。

そもそもジアルジアというのは、どういう感染経路を持つのかということ調べてみたわけでございまして、これはふん口感染といひまして、孢子に感染された食品や飲料水を介して感染する原虫であるということでありませう。

孢子は、水中で数カ月程度は感染力が衰えず、塩素消毒にも抵抗性を示し、通常の浄水処理では完全に除去することは困難であるというふうになっておるわけでございませう。しかし、1997年の厚生労働省の水源水域における富山県の常願寺川、庄川、和田川では、こういった虫が検出されておりませう。長時間水をとどめると、感染の危険が増すと思われませうが、現行の水道設計指針では、浄水池の有効容量は1時間以上とされておりませうし、配水池の有効容量は1日最大水量の12時間分が標準とされておるわけでございまして、そういったことを考えてみますと、我が村の施設は問題ないというふうになっておる次第でございませう。

水道水の残留塩素濃度は、水道法施行規則第17条3項の規定によりまして、リッター当たり0.1ミリグラム以上と定められておりませう。上限は定めておりませう。村の実態を申し上げますと、給水末端 舟橋東部団地公園のほうになるわけでございませうが、ここでの濃度は0.1ミリを前提にして考えておりませう。0.4ミリを超えませうとどのような状況になるかといひませうと、塩素のにおいがひどいといひませうと飲めないと、白く濁るといひませうようなこともおりませう。過去にそういった苦情がございましたので、そういったことを踏まえて申し上げた次第でございませう。

一方、毎月、富山県薬剤師会に依頼いたしまして、水質検査を行っておりますし、そういった検査結果も別に問題ないと、水道法の基準に適合するといひませうと報告もいた

だいておるわけでございます。しかし、議員ご指摘のとおり、やはり安全な水を供給することは我々の使命でございますので、今後ともそのように努めてまいる所存でございます。

一方、水道の安定供給のことでもご質問ありましたけれども、舟橋村は防火用水というものはございませんので、当然、初期の消火活動には消火栓が使われるというのが実態でございます。そういったことになりますと、消火栓を使用しますと、水圧が下がるということで、非常に苦慮しておるといような実態もあります。そういうことで、当局はそれに対応するような考えを持っているかというご質問であったかなと私は思っておるわけでございます。

そういうことで、前年からこういった諸問題を解決するために、「水道の広域化」という言葉を使わせていただくわけでございますが、そのことにつきまして、何とかこれを解消する方法はないかということで検討しておるわけでございます。それは立山町に依頼するといいますが、との広域化ということでございます。いろんな災害があったときに、我が村には給水車もない。そういうような実態を申し上げますと、立山町さんは給水車を持っている。そういうことで、近辺の実態からいきますと、応援をいただくというところがあるがほかに見当たらないということもございまして、それからまたご案内のとおり、この水の供給には2通りあるわけです。要するに、上水道という事業としてやっている場合は、エリアが大きいわけですね。舟橋の場合ですと、簡易水道ということで字のごとくエリアが狭いわけです。立山町は、簡易水道と上水道と組み合わせた事業を展開しておるわけございまして、水量にも余裕がある。そういったこともありますので、双方それぞれの課題なり、これからの諸問題を含めて、今双方で意見交換といいますが、検討しておるような状況でございますので、私も早い時期にそういったことを具体化したいというふうな偽らざる気持ちでございます。

立山町さんという相手があることでございますので、慎重に進めてまいりたいと。あるいはまた、村民の方々にも理解をいただかなければならないという大きな宿題もございまして、いろいろこれからも検討してまいりまして、議員と十分相談の上、こういった広域化に向けての進め方を検討してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、これにつきましては、大まかなことで申しわけございませんが、本年度中、20年度にはこういった方向性が見出せるように進めてまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、どうかご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

次に、施策遂行における情報開示につきまして答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、行政の運営資金は税金であり、その用途については、できるだけ詳しく説明していく義務があると理解しております。

行政は、地方自治法の本旨にのっとりまして、村の予算や決算はもとより、イベントの案内や制度改正など、村の取り組み状況をできるだけ詳しく村民に説明していく説明責任があると考えております。また同時に、決まったことを一方的に伝達するのではなく、住民との十分な意見交換の場を設けたり、あるいはまた一緒に考えていくことも、透明で開かれた情報公開だと私は思っております。

現在、毎月発行の広報紙やホームページ等で村の財政状況や各種情報をお知らせすると同時に、タウンミーティングを開催いたしまして、住民との直接対話による情報の共有を進めておるところであります。

また、20年度からは、さきにも述べましたけれども、「魅力あるまちづくり協議会」を立ち上げまして、各方面への情報を発信してまいりたいとも考えております。各議員におかれましても、住民に対する情報公開に協力いただきますようお願いを申し上げるわけでございます。

次に、入札制度のことでお答えしたいと思います。

ご指摘のとおり、20年度には小学校の増改築工事が控えておりまして、入札をいかに公平で適正に執行するか、大変苦慮しているところでございます。ご承知のとおり、本村では指名競争入札制度を採用しておりますが、昨今では、透明性、客観性、競争性を重視した一般競争入札の導入がうたわれております。

指名競争入札は、業者の技術力や施工実績を判断しながら、優良業者のみを選定するということで、地場産業や地元業者の育成を図れないなどに対し、一般競争入札は競争性の確保は保てても、不特定多数の業者が参加することで、その履行内容の確保が必ずしも図れないといった場合や低価格入札による手抜き工事の発生などのデメリットも懸念されております。また公共工事は、価格が安いということだけではなく、品質も評価される時代になっておるわけでございます。

平成17年4月に施行されました「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に伴い、総合評価方式を導入される自治体も出ておりますので、入札におきましては、村の状況、他の自治体の動向等を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと思っております。

先ほど私が言いました総合評価方式につきましては、先般の新聞紙上でも皆さん方は

ごらんになったと思うんですが、上市町が初めて施行されたといいますが、導入されたということも伺っておりますので、今後ともいろんな視点から検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、臨時職員の待遇及び雇用条件の改善についてお答え申し上げたいと思ひます。

議員ご指摘のとおり、市町村を取り巻く社会環境は、地方分権の推進、少子高齢化の進行、三位一体改革に伴う財政状況の悪化、さらには環境に対する住民の関心の高まりなど、ここ数年で大きく変化しております。舟橋村も自立と自己責任による新しい地方自治経営が独立独歩を選択したがゆえに、そういった経営が求められているわけがございます。

このような状況のもとで、舟橋村が将来にわたり自律的、持続的に発展を遂げていくために、自助・互助・公助の精神のもと、新たな視点に立って、平成18年3月に「舟橋村新行政改革大綱・集中改革プラン」と「舟橋村人材育成基本方針」を相次いで策定いたしました。行政に求められているものは、住民が望んでいる公共サービスをより質が高く、より安いコストで提供していくことでもあります。豊かさを実感できる地域社会の実現のため、住民の願ひをすぐ行政サービスに反映させるためには、正職員、臨時職員と言わず、職員一人一人の意識改革や資質の向上を図っていくことが大切であります。そして、それぞれの職員が持っている能力を最大限発揮させる環境も必要であります。そうすることによりまして、行政と住民の協働による共生型まちづくりが進むものと私は思っておりますし、そのようにしていかなければならないとも思っておるわけがございます。

今ほど舟橋村職員の数を示されながら、正職員以外の皆さんの力なくして、現在の行政サービスが維持できないというふうな視点から、その大切さを論じられたわけがございます。私も、竹島議員のご意見に賛同するものであります。少しでも条件のよい環境の中で仕事を進めていくために、私も職員も皆一生懸命頑張っていることもご理解をいただきたいと思ひます。

ただ、個々の職員について見てみますと、職の性質、勤務の実態等がそれぞれ異なっておりますので、特に本庁以外の職場では、週何十時間勤務の体制を多くとっている現状から見まして、一律に職員の待遇改善、いわゆる勤務条件を改善するというのは、大変難しいのが現状であります。

一方、「正職員でないから」といった画一的な点から対応しますと、先ほど議員が指摘

されましたように、多様化する住民ニーズに柔軟に対応していけないということも考えられるわけございまして、改善策の一環といたしましては、一昨年度から村外から通勤されている臨時職員の話でございますけれども、通勤費を助成しておるわけでございます。それからまた20年度からは、保育所に勤務している保育士さんには、これまで以上の所得水準となるよう期末手当を増やすということで予算計上しております。そういったことで、どうかご理解いただきたいと。皆さん、一生懸命頑張っておる方にはそれだけの支援をして渡すのも、私は当然でなかろうかと思っております。そういうことで、公平性ということを踏まえて、十分慎重に検討させていただきたいと思っております。

20年、21年度は、ご承知のとおり大型事業を実施するため、財政環境が一段と厳しくなると思いますが、村民に信頼される職員の育成をするために、可能な限りの対応をとってまいりたいと考えております。

また一方では、先ほど集中改革プランのことを言いましたけれども、定員の適正管理というものもまたやっていかなければならないという相反するものもございまして、私は今後とも舟橋村のこの少数の職員をもって最大限の力を結集して、村民の負託されるサービス向上のために努めてまいり所存でございます。どうか議員各位の皆さん方の格別なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） ここで暫時休憩いたします。

休憩は10時40分までといたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時40分 再開

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） 私は、きょう、教育長に2点質問いたします。

教育長におかれましては、ことしより始まる小学校の改修工事もあり、何かと苦労さ

れることが多いとは思いますが、頑張ってもらいたいものだと思います。

それでは、質問に入ります。

私たち子どものころは、農業用水の水門や川の深みでしか夏に泳ぐ場所がなく、今の小学校の観察池も私や平野監査委員が中学校を卒業した年にプールとしてつくられたものであり、中学生としては入れず、何か損をしたような思いをした記憶があります。今は草が生い茂り、外部からは放置状態に見えます。村の真ん中にある施設とすればいかなものかと思い、学校に利用状況を確認したところ、メダカが生息しているので、時々生徒がそれを観察しているとの答えでした。利用のあるなしに関係なく、わずかとはいえ、電気料の支払いもあり、学童が小生物や植物を観察したり、肌で触れて、観察意欲の向上や自然を素直に受け入れる人間性豊かな子どもに育てるために、ビオトープを兼ねた観察池、また防火用水の池としてつくり変えられたものだと思います。

ことしから校舎の改修も始まり、あわせて観察池の存在が子どもに大きな存在価値のあるものだと思うような利用方法もぜひ検討してもらいたいと思います。

2点目です。

舟橋中学校の生徒のアンケートで、「舟橋村では歴史を感じられるものがない」というような答えがあったように記憶していたので、教頭先生に聞いたところ、卒業する生徒が「村には伝統芸能がない」と言ったこともあり、在校生にばんどり太鼓を習わせたことがあるそうです。

近年、村に移住され舟橋村民になった方も多く、村の歴史の認識は低いものになっているのではないのでしょうか。

平成12年、道路建設の際の仏生寺城の一部発掘やオレンジパークのワンド部の発掘で、無量光仏の存在など、村内ほとんどで埋文が見られ、無量寺や天神堂古墳など、歴史的にも価値のあるものが多くあります。また、安政の土石流被害の折には、私の部落では、立山町の浦田の高台に避難したと聞いています。その流れ込んだ火山灰がトンビ泥と言われ、農地としてはあまりよいものではないと言われます。

昭和の立山町の合併話では、村を二分して賛否を争い揺れ動いたもので、同級生でも4、5人が雄山中学に行きました。舟橋村の発展の基礎になっている舟橋駅の設置場所にも先人のいろいろな苦勞があったそうです。これらいろいろな歴史は、村が古代より肥沃な開けた土地だったことを証明していますし、それは木の年輪のように、心にたくさんの歴史のある村の誇れる年輪でもあると思います。

今合併をせずに独立独歩の舟橋村があるのは、それらの歴史をつくってくれた先人の努力の貢献が大きいと思います。豊かな歴史を持った舟橋村に育った、住んでよかったという認識を持った村民が増えることは、村がモットーとされている「協働の舟橋村」への推進の一助になるものと私は思っています。

先生は村の歴史に精通されて、いろいろと周知活動をされておられますが、この誇れる舟橋村の歴史を今後どのように伝え残すのが最善か、お尋ねいたします。

質問を終わります。

議長（竹島ヨリ子君） 教育長 塩原 勝君。

教育長（塩原 勝君） 嶋田議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われましたように、役場の前の小学校のグラウンドの端っこのほうに、昭和28年か29年にできたプールがあったわけではありますが、この中にも使われた方がたくさんおられると思いますけれども、それが新しいプールができて、無用の長物になったということで、恐らくその当時ではちょっと埋め立てて、自然の池、そして観察等に子どもたちが利用すればいいということで、現在に至ったのではないかというふうに思います。

日ごろ何となくしか見ていなかったもので、じっくり見てきました。中は砂利が敷いてあります。そして徐々に深くなって、深いところでは50センチほどになります。それで、急に50センチのプールに子どもが落ちたとか、あるいはすぐ深くなるようなそういう淵で落ちるといようなものではなく、徐々に深くなっていくので、子どもたちが簡単に中へどんどんどんどん深いところへ入っていくということはないだろうとは思いますが、ご指摘のように、やはり美観あるいは安全ということで、もう一度点検しなければいけないなど。

ただ、この舟橋村はどんどん開発されてきておりますが、まだまだ自然豊かで、そういった水中の小動物等を見るとか、その他の自然観察等に事欠くような村ではないので、小学校の校長とも少し話ししまして、先ほど言いましたような、ちょっと手をかけてもらって違った雰囲気にするのもいいし、それから思い切りほかのものにすると。仮に言いますと、ばんどり太鼓も別の建物で練習しております。

今後、村でも博物館とか埋蔵文化財等を陳列するような建物も要るだろうし、そしてまた非常時に備えるいろんな備品、あるいはまた非常食等の保管、その他いろんなことも、やがてゆとりが出てくれば、そういうような施設等にもねられやすい場所ではな

いかなということも考えます。

ただ10年もたてば、小学校、今は立派なものにさせていただけるわけですが、どんどん空き教室が出てくるだろうということも考えられます。そういったときには、村でもいろいろと多目的に利用するということもできてきますので、これらは教育委員会等で今後話しして、ただ一部の先生がちょっと観察に使っていると。特別関心あるような子どもたちが関心を持って見ているという程度なので、特にどうしても残してくれというような固執するようなことではないのでありまして、今後ゆとりが出てきたときに、あそこをどういうふうにご利用していくかということは、今後の楽しみのある課題ではないかというふうにも思っております。

1点目は以上にさせていただきます。

2点目の質問であります。私も全く同感であります。「温故知新、以って師たるべし」というのは、論語の中の、そしてどこでもよく使われる言葉であります。過去をずっと振り返り、先人の知恵やいろんな恩恵を尊敬し学びながら、現在ある自分たちを考え、そしてよりよく進んでいくためにどうあるべきかということを考えていく。そういった中で、特にふるさとにおいては、郷土のいろんな生い立ちや歴史、史跡名所についていろんな機会をとらえて、この後を担ってくれる子どもたちに伝承していくという責任が大人にはあるというふうを考えております。

現在、図書館やその他の関係で、図書館では2年前からふるさとのいろんなことに関する講演会をやっております。1回目は、無量寺で「ばんどり騒動」をやりました。村外の人も来ていただきまして、100人くらい集まりました。去年は中越大地震、ちょうどことは安政の大地震から150年になります。これを中心に立山町の砂防ダムの高野という人を招きまして、講演会を図書館で開きました。

あしたは、今はちょっと名前が変わりましたが、県のいきいき財団が中心で舟橋会館で村外の人が50名を超したという申し込みがあったそうで、村内は申し込みがないので、20人か30人来ていただければにぎやかになるなということで、「ばんどり騒動」を中心とした話を前の県立図書館の副館長、浦田先生にお願いすることになっております。その先40分ほど前座ということになるんでしょうが、村長さんをお願いできないかという話でしたが、村長さんはちょっと都合が悪いので、私が話をするということになっております。そのほかこれで2回やりましたが、村内の史跡名所というものを、はっきりしていませんが、少しずつ回るような機会を子どもたちにも持っております。

それから、総合学習において、郷土の歴史等を立山町の会館で立山区域の子どもたちの小学校、中学校の作品を集めて、そしてまたその出たものを図書館でも展示しております。非常に詳しく調べてくれておりまして、金賞も何度も取ったりしております。

そういったふうに、それなりには始めているわけですが、実際、このような小さな村でもたくさんの歴史がもちろんあるわけであり、史跡名所もある。

それで私、かつて島根のほうへ行ったときに、そこの中学校、高校では、八俣の大蛇伝説にまつわるすごくすばらしい発表をずっと長い間、部活動で次から次へ部員が同じことをずっとやっていくんですが、国内のだれが来ても、それを見事に自慢して見せられるような郷土芸能として伝えておりました。

それから、昨年ここでも何人も行かれた方がおられると思いますが、立山区域の地域ぐるみの発表のときに、子ども歌舞伎、あれは芦峯小の区域でしたか。明智光秀が織田信長を本能寺で殺してしまった。それから7日後に明智光秀も秀吉に殺されてしまうわけですが、その明智光秀がうちへ帰ろうとしたら、うちから完全にはじき出されてしまう、そのあたりはかなり悲しいような話を非常に見事に発表しまして、これは郷土の歴史ではないわけですが、しかしそういったふうにいるんなことを自分たちのふるさとに持つということはいいいことだなということで、今議長をやっておられる竹島議員ともそのことも話ししたりしておりました。

そういったことで、私としては、舟橋発祥のこととか、あるいはばんどり騒動のこととか、その他いろんな、どれでもいいですから、仮に言いますと、舟橋キッズの劇団とか、あるいはその他同好会等でひとつできたらいいなと、そういったようなことを考えたりしているわけですが、実際のところ、竹内の天神堂の古墳、これは前方後方墳で富山県で6つあるそうですが、東部にはたった1個しかなくて、舟橋のこの古墳は非常に遺存状態、要するに傷つかずで保存率がいいということで高く評価されております。

なお昨年末に図書館でやりました古事記、日本書紀という本にも、この武内宿禰のことが、たった1ページですが、書いてありました。そして、この武内宿禰は、何しろ二百何十年生きておることになっておるわけですが、実際5代の天皇に仕えている。しかし、この5代の天皇もあまりにも年数が長くなり過ぎて、計算上合わないの、やはり歴史的には古事記、日本書紀は問題があると言われるようなところもあるんですが、いろんな解説によりますと、これは世襲でこの名前をもらって、代々行ったのではないか

と。それで景行天皇のときに越中の国に来て、竹内にとどまって、いろいろ調査され、そしてその息子のうちの一人の藤津という人を竹内に残し、竹内の開発並びにいろんな農業を伝え、特に稲作というものがここと砺波のほうで発祥の地と言われたりするのもその一つであります。それでこの藤津が亡くなったら、村民は大変悲しんで藤津神社をつくったと。そしてやがて古墳をつくったと伝えられているわけで、それが現在の竹内のあのお宮さんではないかというふうに十分とれるわけであります。こういったことを、あそこにだれが来てわかるように何かしていくというようなことも大事なのではないかなと。

それと仏生寺城、これが一番もったいない話だなといつも思うんですが、明治時代まではしっかりと城跡、そして小高い丘というか山になっていた城跡が、富山地方鉄道が通るためにあっという間に数カ月ですべて移されてしまって、跡形もなく、現在どこがその跡なのかということすらわからない。舟橋は、初めは竹内のほうが中心でしたが、その後は仏生寺が中心地でありまして、舟橋小学校とか役場も旧東洋産業のあそこの仏生寺踏切の、昔の道格さん、あるいは榊原さんがつくっておられる田んぼにあったわけで、実際のところ、寺田駅ではなくて、舟橋が立山と宇奈月に行く分岐点の駅となる予定で進み始めたが、いろんな反対もあってそれが実現しなかったと。

あるいはまた水の便が非常によくて、中新川地区の米俵等の積み出しがすべて船で行われるので、いろんな方法で舟橋に集められて、水橋のほうへ船で運んだということで、舟橋はこのあたりの中心地であったということでもあります。ほかに無量寺あたりの歴史、これも本当にすごい歴史があり、舟橋村で唯一の県の指定文化財、阿弥陀如来像、立像も非常に値打ちがあるということで、県東部の図書館員の研修会を無量寺でやったこともあります。

ちょっと長くなりましたが、いろんなことを今後申していかなければならないわけですが、昭和3年に村誌の第1号ができ、昭和38年に村誌第2号ができて、その後できておりません。昭和40何年かに、国重のほうで国重の歴史をまとめたものも残っております。そのほか、それぞれ区域でいろんな歴史が伝えられていると思います。そういったことで、何かの記念に5年ぐらいの準備期間を設けて、村誌の第3号を出すべきではないかなというふうに考えているわけであります。

そういったことで、議員の質問というより、今後私たちが考えていかなければならないことを示唆されたものというふうに考えておりますので、今後ともご理解をいただき、

どんどん整備し、また子どもたちに伝えていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

議長（竹島ユリ子君） 3番 山崎知信君。

3番（山崎知信君） 最後になりました山崎でございます。

私は2点の質問をしたいと思います。

1点目は、防災備蓄品の保管庫の設置についてですけれども、安心・安全なまちづくりには村民の意識が大切だと思いますが、行政にも安全を提供する必要があると思います。

先月の2月24日の富山湾岸を襲った高波では、死傷者16人、建物被害196棟の損害申請がありました。

昨年3月の能登半島地震、7月には新潟県中越沖地震、または阪神・淡路大震災など大きな損害を残しました。能登半島地震では、死者1名、重傷者72名、軽傷者287名、建物被害1万5,757棟と人的被害は少なかったが、財産的被害が多かったです。また、新潟県中越沖地震では、死者14名、負傷者2,345名、建物被害4万902棟でありました。地震があった双方に共通するものとして、70歳以上の高齢者の被害が多かったと報道されています。

災害は起きないことが理想ですが、万が一にも起きた場合、やはり生活に欠かせない水、食料、毛布等の備蓄品が必要だと思います。今、役場の3階に保管されていますが、役場は耐震構造ではありません。災害時にすぐに対応するためには、備蓄品の保管庫が必要だと思いますが、今後の防災への取り組みについて、村長のお考えをお示し願いたいと思います。

次に、入札における最低価格の導入についてでございます。

入札制度といえば、イメージされるのが談合問題ですが、最近では談合防止対策として、入札参加者の公平で自由な競争を行うための一般公共入札制度の導入や、あるいは指名競争入札においても設計者の回覧方式を設計書コピーの配布を行う等、指名業者がわからないようにする等の配慮がなされています。公平な入札を行うには当たり前ですが、一般競争入札においては、幅広く業者を公募することは、発注者側からすると問題が発生した場合の責任もあると考えられます。

舟橋村は指名競争入札ではありますが、本年度から入札業務は総務課で行う等、対策を行っており、その制度には異存はございません。しかし、ここに言う最低価格を設け

ていない。最近では、設計額よりも著しく低い額で落札し、手抜き工事とも思われる等問題も起きております。

新年度には、小学校の建設も控えており、村長は「今後30年間利用できる学校にしたい」と発言しておられます。安いにこしたことはないし、指名することにより業者の把握もできるが、きちんとした工事を施工してもらうためには、最低価格を設ける必要があるのではないかと考えます。

また、県が来年度から実施する2,000万円未満の地域に密着した一部工事で、災害協力や除雪実績のある企業を優先的に競争入札の対象とする発注方式を取り入れようとしております。また、行政の担当者も不作為なことをしないで、出向いてよく見ることが大切だと思います。

また、村長にお願いがあります。小学校建設には、2年間で9億円という高額なお金がかかりますが、指名業者は多分大手のゼネコンになると思いますが、富山県の石井知事が新幹線建設に当たり、東京の業者に陳情に出向いたように、なるべく富山県の業者を使ってくれないかとのことでした。村長も学校建設には、我が村の業者を全面的に使って、2年後には立派な校舎ができることを熱望するものであり、村長のお考えをお伺いします。

以上でございます。

議長（竹島ヨリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災備品保管庫の設置の件につきまして、それにまた関連いたしましてお答えしたいと思います。

先月24日、富山湾で発生した高波による被災には、改めて自然災害の脅威及び災害に対する備えにつきまして考えさせられた次第であります。また、亡くなられた方及び被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

このたびの被災で、災害時要支援者マップというものが非常に災害直後の安否確認に効果をもたらしたということで、新聞あるいはまたマスコミ等でも報道されておりました。

本村では、今年2月中旬から、災害時における要支援リストアップを担当課の生活環境課で作業を進めております。そういうことで、今後そういった備えに対応させていただきたいと、このように思っておるわけでございます。

また、20年度予算では、今まで消防費の中に計上しておりました防災にかかわる経費でございますけれども、それを今年度は総務費の中に新たに防災対策費としまして計上いたしました。20年度では、18年度に策定いたしました総合計画後期基本計画のテーマであります「安全で安心して暮らせる村づくりに向けて」の施策から、平成10年度、今から10年前になるわけでございますけれども、舟橋村の防災計画というものを抜本的に見直しを図りまして、そしてまた同時に災害時マニュアルの見直しを行うことにしております。また、災害時の備えから、各家庭のほうへ非常食セットを配布いたしまして、ひとつ皆さん方に保管とともに、必要があればそれを活用していただきたいと、こういうふうに思っている次第でございます。

また、今年度、立山町と共同で作成いたしましたハザードマップにつきましては、目下最後の仕上げにかかっておるわけございまして、印刷が完了次第、速やかに皆様方の各家庭のほうへ配布することとしておりますし、そしてまたそれに伴っての村の防災対策といえますが、いろんな対応につきまして、こちらから出向いてご説明なりあるいはまた協力を求めさせていただきたいと思っております。

備蓄品の保管の関係でございますが、現在は役場庁舎の3階に保管しているわけございまして、議員ご指摘のとおり耐震の建物ではございませんので、これから当然防災計画に伴っての備品の必需品目、あるいはまた数量等の試算というものが出来まいりますので、それを収容可能な保管庫というものは考えていかなければならんと思っております。それはもちろん耐震でございます。

そしてまた、先ほど教育長さんがおっしゃったように、観察池云々ということではなく、私はやっぱり庁舎の周辺ということで考えておりますけれども、そこに建築してまいりたいと、こういうふうに考えております。これも早期に着手したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、入札のことで大変ご心配いただいておりますわけございまして、大変いいご提案ではなかろうかと思っております。

入札における最低価格の導入でございますが、本村はかねてから最低価格の導入はしておりません。その理由を申し上げますと、最低価格を設定いたしますと、その価格を1,000円でも下回る価格で入札した業者が排除されるということでございます。これは競争入札における競争の利益を阻害するものでありまして、適切でないという判断からであると私は理解しております。また、最低価格を採知することが落

札者の必須条件となると、そういったことによりまして、担当職員が巻き込まれるということも危惧されるのではないかというふうにも思っております。現在は、原課でなしに総務課のほうで入札を行っておるわけでございますけれども、いずれにしましても、そういった職員保護の見地からであるということもご理解いただきたいと思っております。

また、平成13年度には、国、県からも最低価格制度の廃止を指導されております。こうしたことから、最低価格を設定せず、最も低く入札した業者と契約すべきと判断している次第であります。

しかし、議員のご指摘のとおり、公共投資が減少してまいります。そういう中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増していることも周知しております。そのことによりまして、手抜き工事の発生や下請業者や労働者へのしわ寄せが発生してはいけませんので、あるいはまた品質の低下が懸念されるということも理解しておるわけでございます。このことから、近隣自治体では、低入札価格調査制度というものを採用しております。これはある一定の低入札調査価格を設定することによりまして、その価格を下回った場合は、入札を一度保留いたしまして、最低価格入札者に詳細な見積もりを提出させまして、当該契約に正しく適合するものかどうか、あるいはまた履行できるのかどうかという審査や査定をいたしまして、そのようなことで制度的に入札を行っているというものでございます。

さらに、平成17年4月に施行されました「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる「品確法」でございますけれども、そのことによりまして、新たに「総合評価方式」というものも平成20年度から導入する自治体が多いというふうにも聞いておるわけでございます。

本村でも、「総合評価方式」については十分調査研究いたしますけれども、差し向け「低入札価格調査制度」は平成20年度、今年度4月以降から導入したいと考えております。

公共工事は、住民の生活及び教育・経済活動の基盤となる社会資本を整備するものでありまして、重要な意義を有しております。その品質は、現在及び未来の住民のために確保されなければなりません。

今後とも、入札義務に関しましては、透明性、客観性、競争性を重視いたしまして、慎重に執行してまいりたいと考えております。どうかこのことをご理解いただきたいと思っております。

そしてまた、先ほどおっしゃいましたように、大きな事業であります学校の建築工事

といいますが、そういうような補修工事等につきましても、指名業者あるいはまたその業者の選定等につきましても、いろいろと配慮していただきたいというふうな話もございました。これにつきましても、私は、村長の一存でそういったことを決めていく気持ちは毛頭ございません。やはり先ほどからの質問にお答えしておるように、開示をするということが大前提であると思っております。

ですから、議会の皆さんと十分相談させていただきまして、その選定等に入ってまいりたいと、かように思っておりますので、今後とも皆さん方の貴重なご意見、あるいはまたそういった調査されたものをどんどんご提言いただきたいと、かように思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上をもって私の答弁にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

---

#### 議案第 1 号から議案第 27 号まで

議長（竹島ユリ子君） 日程第 2 議案第 1 号から議案第 27 号まで 27 議案を一括議題といたします。

#### （質 疑）

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終了しておりますので、これより一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

#### （討 論）

議長（竹島ユリ子君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

議長(竹島ユリ子君) これより議案第1号から議案第27号まで27議案を一括して採決します。

議案第1号から議案第27号まで27議案を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島ユリ子君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第27号まで27議案は原案のとおり可決・承認されました。

---

#### 日 程 の 追 加

議長(竹島ユリ子君) ただいま嶋田富士夫君ほか3名から議員提出議案第1号 北陸職業能力開発大学校(独立行政法人雇用能力開発機構)の存続に関する意見書、竹島貴行君ほか2名から議員提出議案第2号 畜産経営安定強化に関する意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第1号を追加日程第1に、議員提出議案第2号を追加日程第2にそれぞれ追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島ユリ子君) ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を追加日程第1に、議員提出議案第2号を追加日程第2に追加し、議題とすることに決定しました。

#### 議 員 提 出 議 案 第 1 号

議長(竹島ユリ子君) 追加日程第1 議員提出議案第1号 北陸職業能力開発大学校(独立行政法人雇用能力開発機構)の存続に関する意見書を議題とします。

(提案理由の説明)

議長(竹島ユリ子君) 提案理由の説明を求めます。

嶋田富士夫君。

7番(嶋田富士夫君) では、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第1号 北陸職業能力開発大学校（独立行政法人雇用能力開発機構）の存続に関する意見書の提案理由の説明をいたします。

さて、北陸職業能力開発大学校は、申し上げるまでもなく、地域の若年者の人材育成並びに技術支援等により中小企業のものづくりの基盤を強化する重要な役割を担い、地域の活性化に大きく寄与しているところでありますが、昨年度末、独立行政法人整理合理化計画により「雇用・能力開発機構は1年を目途に法人自体の存廃について検討を行う」と閣議決定されました。

本県は、平成17年度国勢調査では、第二次産業の就業者の比率が全国一の34.8%であり、ものづくりの県として明確な位置づけにあることから、高度なものづくりを担う若年者の人材育成は、生産のグローバル化の中、一層重要なものとなっております。

また、本県は現在、人材流出県で県外の大学に75%進学し、県内残留率はわずか25%であります。一方で、企業の求人ニーズは、最も採用を強化する職種として第1位は「生産工程・技能職」43%となっており、ものづくりに携わる人材が強く求められています。

北陸職業能力開発大学校は、県内の高等学校からの進学者が毎年90%以上占めており、また卒業生も80%以上が県内企業に就職しています。このような地域産業界のニーズに対応するためには、北陸職業能力開発大学校の果たす役割は非常に大きく、その存続をぜひとも必要とするところであります。

よって、政府におかれましては、独立行政法人雇用能力開発機構の存廃の検討については、こうした地方における人材の確保、人材育成の必要性を十分考慮されることを強く要望するものであります。

終わります。

議長（竹島ヨリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

議長（竹島ヨリ子君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ヨリ子君） ご異議なしと認めます。

これより議員提出議案第1号 北陸職業能力開発大学校（独立行政法人雇用能力開発機構）の存続に関する意見書を採決します。

議員提出議案第1号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ヨリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 北陸職業能力開発大学校（独立行政法人雇用能力開発機構）の存続に関する意見書は、原案のとおり承認されました。

## 議 員 提 出 議 案 第 2 号

議長（竹島ヨリ子君） 追加日程第2 議員提出議案第2号 畜産経営安定強化に関する意見書を議題とします。

（提案理由の説明）

議長（竹島ヨリ子君） 提案理由の説明を求めます。

竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 議員提出議案第2号 畜産経営安定強化に関する意見書の提案理由説明を行います。

今、畜産農家は、消費者の要望・期待にこたえ、安全・安心でおいしい県産畜産物を安定的に供給するために懸命に努力しております。

しかし、世界の穀物情勢の変化及び原油高からくる配合飼料価格の高騰など、急激な生産コストの上昇は、生産段階での生産効率の改善努力だけでは対応できない状況となっております。

今後、さらに配合飼料価格の高どまりや飼料原料の調達不安も予想される中で、「平成の畜産危機」は畜産経営を存続不可能な状況に陥らせようとしています。

また、消費段階においては、安全・安心でおいしい県産畜産物への関心・需要が高まってきたこと、「地産地消」運動・「地域ブランド」の推進及び商品表示の義務化により、県産畜産物は日常生活に欠くことのできない基幹的食料として認識されてまいりました。

そうした中での生産環境の悪化は、生産基盤が衰退し生産量が減少することで自給率のさらなる低下を招くこと、生産コスト上昇分を販売価格に転嫁した場合は、消費者へ

のさまざまな影響が生じることとなります。

よって、政府におかれましては、現在の畜産経営の置かれた厳しい経営環境をご賢察いただき、消費者が安心して県産畜産物を購入できるよう、1つ目として、飼料価格の変動・社会的経済情勢を勘案した価格安定対策。2つ目として、配合飼料価格が高どまりした場合の新たな補てんの仕組み等の飼料価格高騰緩和策。3つ目として、生産コスト上昇による消費動向の減退等が最小限にとどまるための消費対策。4つ目として、配合飼料価格の急激な高騰に対応するため、制度資金等の借り入れ審査等への配慮、または利子補給の軽減措置等経営対策等について、考慮されることを強く要望するものであります。

以上、提案理由説明を終わります。

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

議長（竹島ユリ子君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

これより議員提出議案第2号 畜産経営安定強化に関する意見書を採決します。

議員提出議案第2号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号 畜産経営安定強化に関する意見書は、原案のとおり承認されました。

---

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村長から発言要求がありますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 今定例会に提案いたしました27議案に対しまして、皆さんの格別なる配慮を得まして、ご同意いただきまして、まことにありがとうございます。

また、先ほどから7人の方の一般質問がございまして、それぞれの方から私のところの村の当面する課題、そしてまた20年度予算に関しての行政運営の方向性につきまして、質問なりあるいはまたご提言をいただいた次第であります。私は、そういった皆さん方の問い、あるいはまた提言等につきましては真摯に受けとめまして、これからの村政運営にそれを実行してまいりたいと、かように思っております。

いずれにいたしましても、やはり協働社会の実現、そしてまた最少の経費で最大の効果を上げるような配慮をしていくという節度ある行政運営、財政運営が大切だと私は思っております。

そういうことで、今後とも皆さん方のお力添えをいただきながら、舟橋村の明るい、そしてまた日本一小さな村としての存在価値を村民がアピールできるような自治を進めてまいりたいと、かように思っております。どうか今後とも相変わらぬ皆さん方のご支援を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

---

#### 閉 会 の 宣 告

議長（竹島ヨリ子君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成20年3月舟橋村議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午前11時30分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年3月14日

議 長 竹 島 ユリ子

署 名 議 員 川 崎 和 夫

署 名 議 員 竹 島 貴 行